

奈良県入札監視委員会規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十八号

奈良県入札監視委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、中立的かつ公正な立場で客観的かつ適切に入札及び契約についての審査その他の事務を行うことができる者であつて、学識経験を有するものの中から知事が委嘱する。

3 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

6 委員会の会議は、公開しないものとし、議事の概要は、公表するものとする。

（秘密の保持）

第六条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、土木部公共工事契約課において処理する。

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。